社会福祉法人朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷あおぞら指定短期入所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人朝来市社会福祉協議会が設置するあさごふれ愛の郷あおぞら(以下「事業所」という。)において実施する指定短期入所事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入 浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、利用者が居住する市町、他の指定 障害福祉サービス事業者、保健医療サービス又はその他福祉サービスを提供する者との連 携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第58号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
- 4 事業所は、その運営において、暴力団等の反社会的勢力の支配を受けてはならない。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 あさごふれ愛の郷あおぞら
 - (2) 所在地 兵庫県朝来市新井1番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者1名(兼務)

管理者は、従業者の管理、事業の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法及び基準等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対して法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- (2) 世話人 1名以上(併設している指定共同生活援助事業と兼務) 世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。
- (3) 生活支援員1名以上(併設している指定共同生活援助事業と兼務) 生活支援員は、利用者に対して必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の

企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、5名とする。

(主たる対象者)

- 第6条 事業所において、事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1)身体障害者(児)
 - (2) 知的障害者(児)
 - (3)精神障害者(児)

(事業の内容)

- 第7条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1)入浴の提供
 - (2) 食事の提供
 - (3) 身体等の介護
 - (4) 健康管理
 - (5) 利用者又は家族に対する相談及び援助

(利用者から受領する費用の額等)

- 第8条 事業を提供した際は、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを 受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない事業を提供した際には、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 送迎サービスの提供に係る費用
- (4) その他、事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの実費相当額とする。
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者負担額に係る管理)

第9条 事業所は利用者が同一月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該事業の 状況を確認の上、利用者負担額等の合計を市に報告するとともに、利用者に通知しなけれ ばならない。 (利用に当たっての留意事項)

- 第10条 施設利用に当たって、施設及び設備は、公共のものとして十分注意し取り扱うこと。
- 2 宗教、政治など個人の思想を他の利用者に強要してはいけない。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 事業の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町並びに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やか に行うものとする(法人加入の損害保険範囲内で対応する)。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及 び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。
- 2 事業所は、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>委員会を設置し</u>次の措置を 講ずるよう努めるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(身体拘束の禁止)

- 第14条 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
- 2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとと もに、委員会を設置し必要な研修や情報共有を行う。

(苦情解決)

第15条 事業所は、その提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する

ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に 関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものと する。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった 後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修
 - (2) 継続研修
- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録 を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 3 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人朝来市社会福祉 協議会理事会に諮り法人の会長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。